

## 議案第 17 号

鶴ヶ島市いじめ問題対策連絡協議会条例について

鶴ヶ島市いじめ問題対策連絡協議会条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

### 提 案 理 由

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を設置したいので、この案を提出するものである。

## 鶴ヶ島市いじめ問題対策連絡協議会条例

### (設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、鶴ヶ島市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策の推進について必要な事項を協議する。

### (組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから鶴ヶ島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

(1) 学校教育関係者

(2) 関係行政機関を代表する者

(3) 市内各種団体を代表する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。